

第 1 回 大阪府差別解消に関する有識者会議 における主な意見

《情報提供》

- 障害者差別解消法の考え方を他の人権課題に応用する場合の論点
- 障がい者以外の人権課題にかかる差別禁止に関する条例や諸外国の法制度
- 私人間の行為について、公権力の介入の余地と留意点

■障がい者差別に関する取り組みの応用について

- 障害者差別解消法が成立した大きな要因は、高齢化が進む現代において、誰の身にも起こりうる問題として受け入れられやすいテーマであったこと。これに対して、他の差別は、人々の思想信条、意見、態度などと抵触する可能性が高く、意見の収斂が難しい。
- 障がい者以外の問題を包括的に考えるというのは難しく、個別的な問題の特色をよく見ながらガイドラインをうまく作っていく必要がある。
- 障がい者差別解消のポイントは、障がい者が他の人たちと同様に社会に平等にアクセスする権利を確保すること。ゆえに、対象を社会的・公共的サービスを提供する事業者に限っている。個人間の付き合いなどは人間関係の問題なので、啓発に委ねるべき事柄としている。このような切り分けは他の人権課題への応用にあたって参考になる。

■諸外国の動向について

- 一般的な差別禁止法を持つ諸外国に共通するのは、いきなり包括的な禁止法ができたわけではなく、個別の人権課題に係る差別禁止法ができて、それをまとめる形で包括化していること。また、差別事由ごとに差別が禁止される分野、具体的に差別が禁止される場面を規定している。
- ドイツの一般平等取扱法は、包括的に差別の禁止を定めているが、家族法、相続法、親密関係や信頼関係を基礎とする関係については適用除外されている。

■私人間（事業者、個人）の行為への公権力の介入について

- 憲法は、公権力と私人との関係を規律するものであり、基本的には公権力

は私人間の問題に介入すべきでないといわれる。一方、今日、有力な基本権保護義務論においては、私人間でも一定の限度を超える人権侵害があった場合には、公権力は被害者を守る義務があると考えられる。行政としては、差別を放置しておけない一方で、過度の介入は加害者側の人権侵害につながる恐れがあるので、どの範囲で何ができるのかを考える必要がある。

■団体（≒事業者）の行為と個人の行為の違いについて

- 団体の人権については、①人権は、性質上可能な限り団体にも認められるとする考え方と、②人権は、そもそも人間が人間であるが故に持っているものであり、団体には個人と同じようには人権は保障されないとする考え方がある。表現の自由や思想良心の自由を持つ個人の行為への介入は、団体の行為への介入以上に難しいと考える。

■個人の行為について

- 個人の行為の規制は、公権力介入の根拠がどんどん増えていくことになり、非常に危ない。
- 結婚差別などは、個人の生き方に直接関わってくる話であって、公権力が関与していくことは非常に危険。また、実効性の面でも難しい（差別に基づくものなのか判断できない）。